

第 35 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 5 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾	一史		
委員	1 番	片桐	幸示	3 番	高橋 凌
	4 番	竹田	安宏	5 番	菊地 匡
	6 番	井上	善博	7 番	笹島 敏彦
	8 番	渡邊	達郎	9 番	猿渡万里子
	10番	角丸	章	11番	小野寺一晃
	12番	垣野	芳博		

4. 欠席委員（1人） 2 番 渡部 延三

5. 議事日程

報告第 1 号	農業者年金に関する申請について
報告第 2 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による 農用地利用集積等促進計画の要請について
議案第 3 号	「令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」、「令和 7 年度 農業委員会の最適化活動の点検・評価」及び「令和 7 年度農業委員会 における事務の実施状況等」の決定について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	奥山 雅喜
事務局次長	谷地 雄樹
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	久保 遥河

7. 会議の概要

事務局次長 定刻となりましたので、これより第 35 回砂川市農業委員会定例総会をはじめます。

はじめに、本日の欠席者についてご報告いたします。議席番号 2 番の渡部延三委員が欠席となっております。

次に、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長 はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 7 番の笹島敏彦委員と、8 番の渡邊達郎委員です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

事務局 報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開き願います。案件は 2 件です。

1 件目、農業者年金通常加入申込みについてです。令和 8 年 4 月 30 日に
より申込みがありました。

2 件目、同じく農業者年金通常加入申込みについてです。令和 8 年 4 月 30 日に
より申込みがありました。
です。これら 2 件とも、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長 只今、報告第 1 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第 2 号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 2 号をご説明いたします。議案の 2 ページと別紙 1 をご覧ください。

案件は 1 件、
です。別紙 1 の確認書を上から順に見ていきたいと思えます。経営面積は田が 2.85ha、畑が 0.31ha、法人形態は合同会社、事業の種類は、うるち米や緑肥えんばく、ハスカップ、ブルーベリーの生産と損害保険代理店事業になります。売上高は、損害保険代理店事業の売上がないため、全て農業によるものですので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。また、議決権を持つ構成員 3 人のうち 2 人が農業常時従事者であり、裏面中段をご覧ください。理事等の役員である 3 人のうち 2 人が農業常時従事者であるため、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、
は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しております。以上、ご報告いたします。

議長 只今、報告第 2 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは本件を承認いたします。

事務局長 続きまして、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より提案願います。

議長 議案第4号をご説明いたします。議案の3ページをお開き願います。

これまで、農地転用に加えて、土地の売買や賃貸借などを行う農地法第5条については年に数件程度、皆さんにご審議いただいておりますが、本案件は農地法第4条ということで、自己所有の農地を自己のために転用を行う案件になります。それでは、内容を確認していきたいと思います。

申請人は、XXXXXXXXXX、土地の表示は、豊沼町39番4、地目は公簿は田で現況は畑、面積451㎡の1筆です。転用目的は、農家住宅1棟、駐車スペース、庭、堆雪場の建設です。農地の区分は、第1種農地で都市計画区域外、農用地区域外となっております。図面は11ページ、第1号図に示しております。

転用の詳細についてですが、転用期間は転用許可後から永年、資金計画は事業費1,890万円に対し、預金と金融機関からの借入金を充てることとしています。

本件に関する農地法第4条の審査を、別紙2にまとめておりますのでご覧いただきたいと思います。まず、1ページ(1)農地区分の判断についてですが、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、良好な営農条件を備えている「第1種農地」に該当します。そのため、原則として転用を許可することはできません。しかしながら、不許可の例外として、自己が居住するための住宅であり、集落に接続して設置されるものであること、かつ当該地を選定する合理的な理由がある場合には、例外的に転用を許可できるとされております。

本件につきましては、1ページ下段の(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由に記載のとおり、申請者は当該地に隣接する宅地に居住しているが、当該住宅は老朽化が著しく、建替えが必要な状況にある。申請地は当該宅地に隣接し、日常の営農管理を行っている農地と一体的に利用されている土地であり、生活及び営農の継続性の観点からも合理的な位置にあることから、申請地以外に代替すべき適地はないものと判断しております。

このことから、別紙2の4ページの「5. 総合判断」としては、申請地は、第1種農地であるが、自ら居住するための住宅を建設するためのものであり、他に代替地がないことや一般基準においても特段問題がないことなどから、転用の許可はやむを得ないものと認められる。」と考えております。以上、ご審議をお願いいたします。

議長 只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

笹島委員 はい、笹島委員。

事務局 参考までに教えていただきたいのですが、転用目的で堆雪場の建設とありますが、雪の再利用だとかそういったものを考えているのでしょうか。

笹島委員 いえ、ただの雪捨て場です。

議長 ありがとうございます。

議長 その他何かご質問等ございませんか。

議長 なし。

議長 それでは質問がないようですので、許可相当としてよろしいですか。

議長 異議なし。

議長 それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第2号ご説明いたします。議案の4ページをご覧ください。案件は4件です。

1番、新規の案件です。計画番号は令和8年度使第1号、公告予定年月日は令和8年6月22日、申出者は、農地流動化推進員 菊地匡さん、出し手・貸主は[REDACTED]、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、[REDACTED]、農地の所在等は北光429番1、地目は公募・現況とも田、面積7,538㎡の1筆、対価は無償、期間は令和8年6月22日から令和12年12月31日までの4年7か月、法律関係は使用貸借、図面は12ページ、第2号図に示しております。本件の要件確認については、別紙3の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

本件につきましては、[REDACTED]の自宅周辺の農地を[REDACTED]へ貸し付けていることに伴い、その代替として、当該農地を[REDACTED]へ使用貸借するものです。

続きまして、5ページをお開き願います。2番、継続案件です。計画番号は令和8年度使第2号、公告予定年月日は令和8年6月22日、申出者は、農地流動化推進員 関尾一史さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・転借主は、[REDACTED]、農地の所在等は宮城の沢5、地目は公募・現況とも畑、面積909㎡、以下、記載のとおり9筆、面積63,246.38㎡です。対価は無償、期間は令和8年6月22日から令和9年12月31日までの1年7か月、法律関係は使用貸借、図面は13ページ、第3号図に示しております。本件の要件確認については、別紙4の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

本件につきましては、[REDACTED]の相続の手続きが現在も完了していないことから、引き続き使用貸借を結ぶものになります。相続権を持つ方は、現時点で13名おり、そのうち10名からは、[REDACTED]単独名義とすることについて了承を得ておりますが、残り2名につきましては、現在も了承が得られていない状況となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。3番、新規の案件です。計画番号は令和8年度貸第2号、公告予定年月日は令和8年6月22日、申出者は、農地流動化推進員 猿渡万里子さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・転借主は、[REDACTED]、農地の所在等は晴見4条北8丁目186番2、地目は公募・現況とも畑、面積3,686㎡の1筆、対価は年額7,000円、これは地積に単価2,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年6月22日から令和12年12月31日までの4年7か月、法律関係は賃貸借、図面は14ページ、第4号図に示しております。本件の要件確認については、別紙5の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

本件につきましては、当該農地の東側が現在、[REDACTED]所有の農地であることから、経営規模拡大のため賃貸借するものです。また、当該農地西側の185番5につきましては、地目・現況とも農地ではないことから、農業委員会で取り扱うことができないため、当事者間で賃貸借の契約を行う予定となっております。

ます。

続きまして、7ページをお開き願います。4番、計画番号は令和8年度所第1号、公告予定年月日は令和8年6月22日、農地流動化推進員は高橋凌さん、出し手・譲渡人は、[REDACTED]、受け手・譲受人は、[REDACTED]、農地の所在等は、東豊沼116番、地目は公簿・現況とも田、面積1,748㎡、以下、記載のとおり計6筆、面積70,602㎡になります。対価は、契約金額9,200,000円、これは水張面積に単価156,000円と地積に単価38,000円を乗じた額になります。支払いは、令和8年8月20日までに譲渡人の指定口座に振り込むこととし、所有権移転の時期・引渡しの時期は対価の支払い日、図面は15ページ、第5号図に示しております。本件の要件確認は、別紙6に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長
全員
議長

只今、議案第2号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員
議長

異議なし。

それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。

続きまして、議案第3号『令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価』、「令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」及び「令和7年度農業委員会における事務の実施状況等」の決定について、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第3号をご説明いたします。お手元の別紙様式をご覧ください。本件は先日開催しました検討委員会において、検討委員の皆さんに内容をご確認いただいておりますので、この場では、ポイントを大きく絞って説明いたします。

まず、1枚目の別紙1につきましては、令和7年度における集積面積や集積率、活動日数などの目標及び実績を担当委員ごとにまとめた資料になります。一枚めくっていただいて、別紙2「目標の達成状況の評語の適用方法」は、皆さんから提出いただいた、活動点検票や農業委員会全体の最適化活動に対する評語、つまり成績を付けるための基準が記載されております。こちらを活用し、さらにページをめくっていただき、別紙様式3は、皆さんにご提出いただいた活動点検票を付けております。左下の、2. 農業委員会による点検・評価の全体としての評語に事務局で点数を計算し評語を記載しておりますので、後ほど、各自、ご確認いただければと思います。

続きまして、右上に「別紙様式5」と記載された資料をご覧ください。こちらは、令和7年度における砂川市農業委員会の最適化活動の目標と実績をまとめております。まず、こちらのページは令和7年度4月時点の農業委員会の体制及び砂川市の農家・農地の概要となっておりますのでご参照いただきまして、裏面をご覧ください。

Ⅱ 最適化活動の実施状況について、まず「農地の集積」ですが、中段に②目標とありますが、7年度に目標としていた新規集積面積が38ヘクタールに対して、その下、③実績、7年度に担い手に寄せた面積が28.1ヘクタールであり、目標には若干届きませんでしたが、担い手が不足しており、集積面積を増やすことが難しい状況の中、一定の実績は残すことができたと考えます。

次に下段、(2)遊休農地の発生防止・解消については、引き続き0を維持しております。そして、次のページの下段、(3)新規参入の促進についても、

新規就農者に対して、農地を貸したり売ったりすることができるという面積12ヘクタールに対して、次のページの上段にとびますが、アンケートの結果、131.1ヘクタールとなり、目標を達成しております。

次に、2 最適化活動の活動目標ですが、(1)活動日数・(2)活動強化月間の設定回数(3)新規参入相談会への参加回数いずれも目標を達成することができました。以上の活動結果から、先程の別紙2の資料を活用して、評語を導きだしますと、昨年度に引き続き「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」という結果になります。なお、こちらの結果につきましては、今後、国が示すスケジュールに合わせ、市ホームページで公表し、道や農業会議に報告をいたします。以上、簡単ではありますが、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
全員
議長

只今、議案第3号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

特にご質問、ご意見がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員
議長

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆さんから何かございませんか。

全員
議長

なし。

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告(事務局長)

・社会経済委員会

2. 農政課報告(事務局次長)

・令和8年度事業の概要について(別紙)

3. 令和8年度砂川市農業委員会事業計画の一部変更(事務局)

農業委員会主催第25回地区対抗ボウリング大会について、開催日程を11月25日(水)から11月19日(木)に変更します。なお、定例総会については、11月25日(水)に変更なく開催します。

4. 令和8年度全国農業委員会会長大会及び管内選出国會議員要請活動
(事務局)

・日 時 6月1日(月)・2日(火)

・場 所 文京シビックホールほか(東京都)

・出席者 関尾会長

5. 次期農業委員会委員の任命に関する状況(事務局)

令和8年2月17日から3月18日までの間に応募及び推薦のあった13名の候補予定者について、履歴書等の確認を行いましたので、6月開催予定の第2回定例市議会において、市長が任命することについて市議会の同意を求める議案が提出されます。

6. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、5月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

7. 協議会報告（協議会長）

- ・砂川市農業委員協議会 監査・役員会
役員の日程を調整し、次回の定例総会までに開催します。
- ・砂川市農業委員協議会 第2回総会
6月25日（木） 定例総会終了後

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。
なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和8年6月25日、木曜日の午後1時半からですのでよろしくをお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員